

他市町村の自治基本条例【協働の推進】

第7回資料2

| 市町村名 | 協働の推進に関する規定 |
|-------|--|
| 甲府市 | (協働のしくみの構築) 第30条 市は、協働のしくみを構築します。 |
| 富士見市 | (市民参加及び協働の推進) 第15条 市民及び市は、市民主体のまちづくりを進めるために市民参加及び協働による事業の推進に努めなければならない。 2 市は、この条例に基づき、市民参加及び協働によるまちづくりを推進するための体制を整備するものとする。 |
| 奥州市 | (協働の推進) 第22条 市は、公共的な課題の解決のため、市民、事業者その他の地域社会を構成する主体と協働の意義及び目的を共有するとともに、協働を共に推進していくための総合的な施策を整備するよう努めるものとする。 |
| 朝来市 | (参画と協働の推進) 第10条 市民、市議会及び市長等は、参画と協働を推進するため、対等の関係で目的及び情報を共有し、それぞれの特性を理解して連携し、及び協力し、相乗効果を発揮できるよう努めなければならない。 2 市議会及び市長等は、市民の参画と協働を推進するため、政策等の立案、実施、評価及び改善過程において、多様な手段による参画の機会を設けるよう努めなければならない。 |
| 熊谷市 | (市民参加及び協働の推進) 第13条 市は、市民参加及び協働によるまちづくりの推進に努めるとともに、その体制を整備します。 2 市は、重要な施策の立案、実施及び評価の過程に市民が主体的に参画できるよう努めます。 3 市は、情報の提供、相談その他必要な措置を講じることにより、市民との連携を図ります。 |
| 三郷市 | (協働の基本原則) 第42条 市民等及び執行機関は、地域課題の解決に向けて協働することができる。 2 協働にあたっては、互いに十分な協議を行い、協働の意義、目的及び役割分担について合意を図るものとする。 (協働推進の基盤整備) 第43条 執行機関は、市民等が協働の意義及び目的を共有し、共に活動できるよう支援するため、協働を推進する総合的な政策を行うものとする。 2 執行機関は、市民等による協働を支援するため、活動の機会、場所の提供、人材の育成、情報の収集及び提供等を行うものとする。 3 執行機関は、市民等からの協働についての提案等、多様な協働の試みが展開されるよう、相談体制の充実等に努めるものとする。 |
| 近江八幡市 | (協働) 第19条 市民及び市は、相互理解と信頼関係をもとに、協働のまちづくりを進めるよう努めます。 2 市は、前項に規定する協働のまちづくりを推進するに当たり、市民の自発的な活動を支援するよう努めます。この場合において、市は、市民の自主性を損なわないように配慮します。 3 市は、公共的課題の解決や公共的サービスの提供等について、多様な主体がその担い手となれるよう、適切な措置を講じるものとします。 |
| 大東市 | (協働のまちづくり) 第20条 まちづくりには、市民等のほか、大東市というまちをより良くしたいと活動する人はすべて参加することができる。 2 市および市民等は、互いに個性や能力を発揮できるよう尊重し、協働のまちづくりを推進するものとする。 (市民等と行政との協働推進) 第21条 市は、協働のまちづくりを進めていくために、市民等が自立して活動するための仕組みや協働のルールを整備し、必要な支援を行わなければならない。 2 市は、重要な施策の企画立案、実行、評価の各段階において、適切な協働の手法を整備しなければならない。 |

他市町村の自治基本条例【審議会等への参加】

| 市町村名 | 審議会等への参加に関する規定 |
|-------|---|
| 奥州市 | <p>(市民参画制度) 第18条 市は、次条に定めるもののほか、市の政策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、別に条例で定めるところにより、適切かつ効果的な市民参画の制度及び機会を整備するよう努めるものとする。</p> <p>(附属機関等) 第20条 市は、審議会、審査会その他の附属機関及びこれに類するもの(以下「附属機関等」という。)を組織し、又は運営するに当たっては、正当な理由がある場合を除き、公募による市民を構成員に含めるとともに、その構成員は、男女の均衡を図るよう努めるものとする。 2 附属機関等の会議は、公開を原則とする。</p> |
| にかほ市 | <p>(審議会等の公開) 第20条 市は、市民に審議会等の会議を原則として公開するよう努めるものとする。</p> <p>(審議会等の委員公募) 第30条 市は、開かれた市政と市民のまちづくりへの参画に資するため、市の審議会等の委員を委嘱しようとする場合、その全部又は一部を公募により選考するよう努めなければならない。 2 前項における審議会等の委員の構成については、男女の比率、他の審議会等との重複等を十分に考慮の上、幅広い人材の登用に努めなければならない。</p> |
| 川崎市 | <p>(会議公開) 第26条 市長等に置かれる審議会、審査会等(以下「審議会等」といいます。)の会議は、正当な理由がない限り、公開します。</p> <p>(審議会等の市民委員の公募) 第29条 審議会等の委員には、市民のうちから公募により選任された委員が含まれることを原則とします。</p> |
| 伊賀市 | <p>(審議会等への市民参加) 第17条 市の執行機関は、審議会その他の附属機関の委員には、公募の委員を加えるよう努めなければならない。 2 審議会その他の附属機関の委員の任命に当たっては、その機関の設置の目的に応じて、地域、性別、年齢、国籍などに配慮しなければならない。</p> <p>(条例制定における市民参加の手法) 第18条 市は、まちづくりに関する条例を制定し、又は改廃しようとするときは、次のいずれかに該当する場合を除き、市民の参加を図らなければならない。 1. 関係法令等の制定改廃に基づくもので、条例の制定改廃に政策的な判断を必要としない場合 2. 用語の変更等簡易な改正で、実質的な変更を伴わない場合 3. 前2号に準じた制定改廃の場合 2 市は、前項の条例の制定・改廃案を議会に提案しようとするときは、あらかじめ制定・改廃案を公表し、意見を求めるものとする。 3 市は前2項の規定により提出された意見について、採否の結果及びその理由を付して公表する。 4 提案者は、市民の参加の手法、参加の有無及び状況に関する事項を付して、議案を提出しなければならない。</p> |
| 丸亀市 | <p>(審議会等の運営) 第18条 市長等は、市の執行機関に設置する審議会等の委員を選任する場合は、委員構成における中立性の保持に留意するとともに、原則として市民からの公募による委員を参加させなければならない。 2 市長等は、審議会等の会議及び会議録を原則として公開しなければならない。 3 前2項に規定する審議会等の委員の公募並びに会議及び会議録の公開に関する手続その他必要な事項は、別に条例で定める。</p> |
| 新潟市 | <p>(附属機関等の委員の公募) 第16条 市長等は、附属機関等の委員を可能な限り市民からの公募により選任するものとする。</p> |
| 地方自治法 | <p>第138条の4 3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。</p> |

住民投票規定比較

| 市町村名 | 自治基本条例 施行年月日 | 住民投票条例 (施行年月日) | 自治基本条例記載の住民投票の請求・発議 | | | 投票要件 | 備 考 |
|------|-----------------|-------------------|--|---|-----|--|---------------------------------------|
| | | | 住民からの請求 | 議 員 | 首 長 | | |
| 岸和田市 | H17.8.1 | 常設型 (H17.8.1) | 定住外国人を含む18歳以上の住民1/4の連署で必ず実施 | | | 定住外国人を含む18歳以上の住民 | |
| 大和市 | H17.4.1 | 常設型 (H18.10.1) | 16歳以上の住民の1/3以上の連署で必ず実施(住民投票条例で定住外国人も含むことを規定) | 議員定数の1/12以上の賛成により住民投票の実施を発議し、出席議員の過半数の賛成で実施 | | 定住外国人(住民投票条例で規定)を含む16歳以上の住民 | |
| 名張市 | H18.1.1 | 常設型 (H18.1.1) | 永住外国人を含む18歳以上の住民1/50以上の連署で請求、議会出席議員の1/2の賛成(1/4以上の連署では必ず実施) | 議員定数の1/12以上の賛成により住民投票の実施を発議し、出席議員の過半数の賛成で実施 | | 住民投票条例において、永住外国人を含む18歳以上の住民と規定 | |
| 大東市 | H18.4.1 | 個別型 | 永住外国人を含む18歳以上の住民の1/3以上の連署で請求 | | | 個別に制定する住民投票条例に規定 | |
| 伊賀市 | H16.10.1 | 個別型 | 有権者の1/50以上の連署で請求 | | | 個別に制定する住民投票条例に規定(自治基本条例で未成年、外国人の参加への配慮を規定) | 投票者の総数が、投票資格者の1/2に満たない場合は、不成立とし開票もしない |
| 三鷹市 | H18.4.1 | 個別型 | 18歳以上の住民の1/50以上の連署で請求 | | | 個別に制定する住民投票条例に規定 | |
| 丸亀市 | H18.10.1 | 個別型 | 有権者の1/50以上の連署で請求 | 議員定数の1/12以上の賛成により条例案を発議 | | 個別に制定する住民投票条例に規定 | |

他市町村の自治基本条例【住民投票】

| 市町村名 | 住民投票条例 | 住民投票に関する規定 |
|------|--------|--|
| 岸和田市 | 常設型 | <p>(住民投票)</p> <p>第20条 市長は、岸和田市が直面する将来にかかわる重要課題について、定住外国人を含む住民のうち18歳以上の者が、その総数の4分の1以上の者の連署をもって住民投票を市長に請求したときは、直接住民の意思を問うため住民投票を実施しなければならない。</p> <p>2 住民投票の投票権を有する者は、定住外国人を含む住民のうち18歳以上の者とする。</p> <p>3 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。</p> <p>4 住民投票の実施に関する手続その他必要な事項については、別に条例で定める。</p> |
| 大和市 | 常設型 | <p>(住民投票)</p> <p>第30条 市長は、市政に係る重要事項について、住民の意思を市政に反映するため、住民投票を実施することができる。</p> <p>2 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。</p> <p>(住民投票の請求等)</p> <p>第31条 本市に住所を有する年齢満16年以上の者は、市政に係る重要事項について、その総数の3分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。</p> <p>2 市議会は、市政に係る重要事項について、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決したときは、市長に対して住民投票の実施を請求することができる。</p> <p>3 市長は、市政に係る重要事項について、自ら住民投票を発議することができる。</p> <p>4 市長は、第1項又は第2項の規定による請求があったときは、住民投票を実施しなければならない。</p> <p>5 住民投票の投票権を有する者は、本市に住所を有する年齢満16年以上の者とする。</p> <p>6 住民投票について必要な事項は、別に条例で定める。</p> |
| 名張市 | 常設型 | <p>(住民投票)</p> <p>第31条 市長は、市政に係る重要事項について、広く住民の意思を確認する必要があると認めるときは、住民投票を実施することができる。</p> <p>2 住民投票に付することができる事項、投票者の資格要件その他住民投票の発議及び請求並びに実施に関して必要な事項は、次条に定めるもののほか、別に条例で定める。</p> <p>3 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。</p> <p>(住民投票の発議及び請求)</p> <p>第32条 永住外国人を含む18歳以上の住民は、市政に係る重要事項につて、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、市長に住民投票を請求することができる。</p> <p>2 市長は、前項の請求があったときは、意見を付けてこれを市議会に付議しなければならない。</p> <p>3 市議会議員は、市政に係る重要事項について、議員定数の12分の1以上の賛成(発議者を含む。)を得て、住民投票の実施について発議することができる。</p> <p>4 市長は、前2項の場合において、市議会が出席議員の過半数の賛成により議決したときは、住民投票を実施しなければならない。</p> <p>5 市長は、第1項の請求に係る署名者数が永住外国人を含む18歳以上の住民総数の4分の1を超えたときは、第2項の規定によることなく、住民投票を実施しなければならない。</p> |

| | | |
|-----|-----|---|
| 大東市 | 個別型 | <p>(住民投票)</p> <p>第28条 18歳以上の市内に在住する者(永住外国人を含む。)は、市政に関する重要な事項について、その総数の3分の1以上の署名により、市長に対し、住民投票の実施を請求することができる。</p> <p>2 前項の請求には、投票に付すべき事項その他住民投票の実施に関し必要な事項を明記しなければならない。</p> <p>3 市は、住民投票の実施が請求された場合における当該請求に関する意思、また、住民投票を実施した場合における住民投票の結果については、尊重しなければならない。</p> |
| 伊賀市 | 個別型 | <p>(市民投票の原則)</p> <p>第19条 市長は、市政に関わる重要事項について、直接市民の意思を確認するため、議会の議決を経て、市民投票の制度を設けることができる。</p> <p>2 市民投票に参加できる者の資格その他の市民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に定める。ただし、投票資格者を定めるに当たっては、定住外国人や未成年者の参加に十分配慮する。</p> <p>3 市長は、市民投票を行うに当たっては、市民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならない。</p> <p>(市民投票の実施)</p> <p>第20条 市長は、有権者がその総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市民投票に関する条例の制定の請求があり、当該条例が議決されたときはこれを実施しなければならない。</p> <p>2 市民投票は、投票者の総数が当該市民投票の投票資格者数の2分の1に満たないときは成立しない。この場合において、開票作業その他の作業は行わないものとする。</p> |
| 三鷹市 | 個別型 | <p>(住民投票)</p> <p>第35条 市内に住所を有する年齢満18歳以上の者で別に定めるものは、市の権限に属する市政の重要事項について、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、条例案を添え、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。</p> <p>2 前項の条例案において、投票に付すべき事項、投票の手續、投票資格要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>3 市長は、第1項の請求を受理した日から20日以内に市議会を招集し、意見を付けてこれを市議会に付議し、その結果を同項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。</p> <p>4 前3項に掲げるもののほか、第1項による住民投票の請求の処置等に関しては、地方自治法第74条第2項、第4項及び第6項から第8項まで、第74条の2第1項から第6項まで並びに第74条の3第1項から第3項までの規定の例による。</p> |
| 丸亀市 | 個別型 | <p>(住民投票)</p> <p>第19条 市長は、市政に関する重要事項について、住民の意見を直接問う必要があると認めたときは、住民投票を実施することができる。</p> <p>2 住民投票を実施しようとするときは、対象事案に応じた条例を別に定めるものとする。</p> <p>3 議員及び市長の選挙権を有する住民は、法の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、前項に規定する条例の制定を請求することができる。</p> <p>4 議員は、市民の意見を直接問う必要があると認めたときは、法の定めるところにより、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て、第2項に規定する条例の制定を發議することができる。</p> <p>5 市長及び議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。</p> |

他市町村の自治基本条例【パブリックコメント】

| 市町村名 | 意見聴取に関する規定 |
|------|---|
| 奥州市 | <p>(意見収集手続)</p> <p>第19条 市は、まちづくりに関する計画の策定若しくは変更又は重要な政策等を決定しようとするときは、その施策等の検討過程における案をあらかじめ公表し、適切な方法により市民の意見を収集するとともに、その市民の意見を考慮するものとする。</p> |
| にかほ市 | <p>(市民の参画)</p> <p>第24条 市は、次に掲げる施策を実施しようとするときは、あらかじめ市民の参画を求めなければならない。</p> <p>(1) 市の総合計画その他の市の基本的政策を定める計画等の策定及び変更</p> <p>(2) 市政に関する基本方針を定める条例の制定、改正若しくは廃止又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定、改正若しくは廃止</p> <p>(3) 市民の生活又は事業活動に重大な影響を及ぼす制度の導入、改正又は廃止</p> <p>(意見聴取制度)</p> <p>第25条 市は、市民への説明責任を果たすため、前条各号に掲げる事項について、広く市民の意見を求めるため公聴会、説明会又はパブリックコメントを実施しなければならない。</p> |
| 川崎市 | <p>(パブリックコメント手続)</p> <p>第30条 市長等は、市民生活に重要な事案の策定に当たっては、市民から当該事案に係る意見を募る手続(以下「パブリックコメント手続」といいます。)を行います。</p> <p>2 市長等は、パブリックコメント手続により提出された市民の意見を十分考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を取りまとめて公表します。</p> |
| 伊賀市 | <p>(計画策定における市民参加の手続)</p> <p>第16条 市の執行機関は、総合計画をはじめとする重要な計画の策定に際しては、その手続を公表し、意見を求めるよう努めるものとする。</p> <p>2 市の執行機関は、前項の計画を決定しようとするときは、あらかじめ計画案を公表し、意見を求めるものとする。</p> <p>3 市の執行機関は、前2項の規定により提出された意見について、採否の結果及びその理由を付して公表するものとする。</p> |
| 丸亀市 | <p>(政策形成及び実施過程への参画)</p> <p>第17条 市長等は、市民の政策形成及び実施過程への参画を保障するため、市民生活に重要な影響を及ぼす計画の策定、条例の制定改廃又は施策を実施しようとするときは、市民に意見を求めなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。</p> <p>2 市長等は、市民に意見を求めるときは、パブリック・コメント、アンケート調査、公聴会の開催等適当な方法で実施するものとする。この場合において、市民に対して十分な情報を提供するとともに、適当な検討期間を設けなければならない。</p> <p>3 前2項に規定する意見を求める場合に関して必要な事項は、別に定める。</p> |
| 新潟市 | <p>(市民意見の提出)</p> <p>第17条 市長等は、新潟市市民意見提出手続条例(平成19年新潟市条例第71号)に定めるところにより政策形成過程における公正性の確保及び透明性の向上を図るとともに、市民の参画を促進するため、重要な政策の企画、立案等に当たっては、事前に内容その他必要な情報を市民に公表して市民の意見を求めなければなりません。</p> |

他市町村の自治基本条例【広域連携】

| 市町村名 | 広域連携に関する規定 |
|------|--|
| 新潟市 | <p>(国及び他の地方公共団体等との協力)</p> <p>第29条 市は、国及び県と対等な立場で相互に協力して市民自治の確立に努めなければなりません。</p> <p>2 市は、他の地方公共団体と相互に共通する課題に対しては、当該地方公共団体と積極的に連携し、及び協力してその解決に努めなければなりません。</p> <p>3 市は、国際社会に果たすべき役割を認識して広く国際社会との交流及び連携に努めなければなりません。</p> |
| 大和市 | <p>(他の自治体との連携)</p> <p>第32条 市は、共通する課題を解決するため、他の自治体と相互に連携し協力するよう努めるものとする。</p> |
| 丸亀市 | <p>(国及び県との関係)</p> <p>第30条 市は、国及び香川県と対等の関係にあることを踏まえ、適切な役割分担を行い、自立した地方自治を確立するよう努めなければならない。</p> <p>(他の地方公共団体等との関係)</p> <p>第31条 市は、他の地方公共団体及び関係機関との共通課題又は広域的課題に対しては、自主性を保持しつつお互いに連携し、協力し合いながら解決に当たるよう努めなければならない。</p> <p>2 市は、前項に規定する課題を解決するため、他の地方公共団体及び関係機関と共同で組織を設けることができる。</p> |
| 三鷹市 | <p>(国、東京都等との政府間関係)</p> <p>第36条 市は、基礎自治体である市町村優先の原則に基づき、国、東京都等(以下「国等」という。)との適切な政府間関係の確立が図られるよう、国等に対し制度、政策等の改善に向けた取組を積極的に行うとともに、関係団体、市民及び事業者等と連携協力し、自治基盤の強化に努めなければならない。</p> <p>(他の自治体等との連携)</p> <p>第37条 市は、他の自治体等と連携して、行政サービス、施設の相互利用、共通する課題への広域的対応等を行うことにより、市民サービスの向上を図り、効果的かつ効率的な市政運営を行わなければならない。</p> <p>(海外の自治体等との連携及び国際交流の推進)</p> <p>第38条 市は、海外の自治体、研究機関、市民活動団体等との連携、交流及び協力を推進するとともに、市民による公共的な国際活動への支援を行うことにより、相互理解の推進、共通する都市問題への取組及び平和、人権、環境等の地球規模の諸問題への取組を行うものとする。</p> |
| 生駒市 | <p>(他自治体住民との連携)</p> <p>第50条 市民及び市は、市外の人々と交流及び連携を図り、その知恵や意見をまちづくりに活用するよう努めるものとする。</p> <p>(近隣自治体との連携)</p> <p>第51条 市は、共通する地域課題の解決や効果的で効率的な行政運営のため、近隣自治体との情報共有と相互理解の下、連携してまちづくりを推進するものとする。</p> <p>(広域連携)</p> <p>第52条 市は、共通する地域課題の解決や効果的で効率的な行政運営のため、市民参画を進めながら、他の自治体、国、県及びその他の機関と対等な立場で広域的な連携を積極的に進めるものとする。</p> <p>(国際交流及び多文化共生)</p> <p>第53条 市民及び市は、各種分野における国際交流及び協力を努めるとともに、多文化共生社会の視点に立ったまちづくりを推進するものとする。</p> |

他市町村の自治基本条例【条例の見直し】

| 市町村名 | 条例の見直しに関する規定 |
|------|---|
| 丸亀市 | <p>(条例の見直し)</p> <p>第33条 市長は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、各条項がこの条例の理念に適合したものであるかどうかを検討するものとする。</p> <p>2 市長は、前項に規定する検討の結果を踏まえ、この条例の見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講じるものとする。</p> <p>3 市長は、前項に規定する必要な措置を講じるに当たっては、市民の意見を聴かなければならない。</p> |
| 富士見市 | <p>(条例の見直し)</p> <p>第27条 市長は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、この条例を見直し、必要な措置を講ずるものとする。</p> |
| 都留市 | <p>(条例の見直し)</p> <p>第38条 市は、5年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いたうえで、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講じるものとします。</p> |
| 新潟市 | <p>附 則</p> <p>(見直し)</p> <p>2 市長は、この条例の実効性を高めるため、この条例の施行後5年以内に、検討委員会を設置し、必要な見直しを行うものとします。</p> |
| にかほ市 | <p>(条例の検討及び見直し)</p> <p>第35条 市長は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例がまちづくりを推進するためにふさわしいものであるかどうか検討し、適切な措置を講じるものとする。</p> |
| 羽咋市 | <p>(条例の見直し)</p> <p>第22条 市長は、この条例が市民参加のまちづくりに寄与するよう条例の施行後4年以内ごとに見直すものとする。</p> <p>2 市長は、前項の見直しにより、市の施策について市民参加のまちづくりが進むよう必要な措置を講ずるものとする。</p> |
| 清水町 | <p>(条例の見直し)</p> <p>第16条 町は、施行後、3年を超えない期間ごとに、この条例が協働のまちづくりの推進のためにふさわしいかを見直します。ただし、必要が生じた場合は、その都度、見直しをすることができます。</p> |
| 苫前町 | <p>(条例の見直し)</p> <p>第29条 町はこの条例の施行から2年を超えない期間ごとに、町民、職員、町長議員等が参加する検討機関を設置し、この条例が苫前町にふさわしいものであり続けているかどうかなどについて検討するものとする。</p> <p>2 町は、前項の規定に基づく検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じなければならない。</p> |
| 大東市 | <p>(条例の見直し)</p> <p>第29条 市長は、社会情勢の変化などにより、この条例の見直しを行う必要がある場合は、速やかにその手続をとらなければならない。</p> <p>2 市長は、この条例の見直しに当たっては、市民等の意見を広く聴かなければならない。</p> |
| 飯田市 | <p>(条例の見直し)</p> <p>第36条 市は、社会の変化に対応して、本条例が第1条の目的を達成するために必要があるときは、条例の見直しを行います。</p> |